

第8章 カナダ

数量制限

丸太の輸出規制

<措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア（BC）州では、州内森林から産出される木材は、州内での利用又は加工が義務づけられており、丸太の輸出は、州内で活用されない余剰材と認められた場合に限り行われることとされている。また、州有林から産出される木材のうち一部の高品質の丸太については輸出が禁止されているほか、州有林から産出される丸太の輸出には、樹種や等級に応じた「州内加工代替税」（輸出税に相当）が課せられている。さらに、ベイスギ及びベイヒバの製材に対しては、最終製品までの加工を義務付けるなどの規制が行われている。詳細は2025年版不正貿易報告書183頁参照。

<国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を行っていることから、GATT 11条1項に違反する可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府はGATT 24条12項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

<最近の動き>

我が国としては、引き続き、必要に応じ、二国間協議等においてカナダに対し是正を働きかけていく。

関税

(1) 関税構造

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法、関税率法、一般特惠関税及び後発開発途上国関税の原産地規則及び関連法規において、関税率や相殺関税などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入された物品に対する関税優遇制度（関税免税制度、戻し税制度等）がある。

カナダの2024年時点の非農産品の単純平均譲許税率は5.1%で、ゴム、皮革及び履物（最高税率20%）、衣類（最高税率18%）等の高い譲許税率が存在する。2024年時点の非農産品の譲許率は、99.7%となっており、2024年時点の非農産品の単純平均実行関税率は2.0%である。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年12 月に妥結した ITA 拡大交渉（詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、カナダは 2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（12%）、スタティックコンバーター（11.3%）、スタティックコンバーターの部分品（9.7%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2019 年 7 月までに撤廃された。

(2) 鉄鋼製品に対する関税引き上げ措置 【新規掲載】

<措置の概要>

2025 年 6 月、カナダは、「米国の不当な関税から自国の労働者及び産業を保護する必要性」を指摘し、非 FTA 締結国産の鉄鋼製品に対して、全対象国からの輸入総量が 2024 年実績の 100 %を超えた場合、以後の輸入に 50 %の追加関税を賦課する旨の関税割当措置 (①) を導入した。

その後同年 8 月には、「米国の鉄鋼関税と世界的な鉄鋼過剰生産を原因としてカナダ市場が安価な鉄鋼で溢れかえるのを防ぐため」として、上記①の非 FTA 締結国向け関税割当の割当量を 2024 年実績の 50 %に削減するとともに、FTA 締結国（ただし米国及びメキシコを除く）産の鉄鋼製品に対しても、全対象国からの輸入総量が 2024 年実績の 100 %を超えた場合、以後の輸入に 50 %の追加関税を賦課する旨の関税割当措置 (②) を実施した。

さらに同年 12 月からは、上記①の非 FTA 締結国の割当量を 2024 年実績の 20 %に、上記②の FTA 締結国の割当量を 75 %に、それぞれ更に削減するとともに、特定の鉄鋼派生品（風力発電塔、プレハブ建築物、ファスナー、電線等）に全世界向けの 25 %の追加関税を賦課 (③) するという追加措置を実施している。

なお、カナダは、2024 年 10 月から中国産の鉄鋼・アルミ製品に対し 25 %の追加関税を賦課していたところ、2025 年 7 月からは、中国で溶融・鋳造（Melt and Pour）等された鉄鋼・アルミ製品を含有する他国産製品（ただし米国産は除く）に対しても 25 %の追加関税を賦課 (④) している。

<国際ルール上の問題点>

カナダの割当量を超える輸入に対する追加関税（上記①②）や特定の鉄鋼派生品に対する追加関税（上記③）は、カナダの WTO 譲許表における譲許税率を超えており、譲許義務（GATT 2 条）に違反する可能性があるとともに、CPTPP 上の関税撤廃義務（CPTPP 2.4 条）等にも違反する可能性がある。

また、FTA締結国に対する関税割当（上記②）について、米国及びメキシコのみ対象から除外している点が、それ以外のFTA締結国（日本を含む）に対する最恵国待遇義務（GATT 1 条）に違反する可能性がある。

さらに、中国で溶解・鋳造等された鉄鋼・アルミ製品を含有する製品のうち、米国産のみ追加関税から適用除外とすること（上記④）は、それ以外の国に対する最恵国待遇義務（GATT 1 条）に違反する可能性がある。

カナダは上述のとおり、米国の鉄鋼関税や世界的な鉄鋼過剰生産に起因するカナダ国内市場への安価製品流入を防止する目的で一連の措置を実施したと述べているが、こうした理由が WTO 協定及び CPTPP 上の正当化事由に該当するとは考え難い。

<最近の動き>

我が国としては、動向を注視しつつ、閣僚級を含めカナダに措置の見直しを求めている。

なお、カナダの一連の措置をめぐっては、2025 年 8 月には中国が非 FTA 締結国への関税割当措置（上記①）及び中国で溶融・鋳造等された鉄鋼・アルミ製品を含有する製品への追加関税（上記④）について、同年 12 月には台湾が非 FTA 締結国への関税割当措置（上記①）及び特定の鉄鋼製品に対する全世界向け追加関税（上記③）について、それぞれ最恵国待遇義務（GATT 1 条）や譲許義務（GATT 2 条）等の違反を主張して WTO 上の協議要請を行っている（それぞれ DS641 及び DS 643）。